

● 施策体系別計画 ●

第4章 生活環境の健康

菊池恵楓園の希望の鐘

ハンセン病療養所である菊池恵楓園内に設置されている希望の鐘。
治療を終えた入所者が社会復帰のため、園を退所する際に鳴らしていた。
鳴り響く鐘の音は、退所者の希望ある未来を願うものであり、
入所者が社会復帰への希望を見出す音だった。
昭和26年から昭和35年ごろまで使用されていたが、老朽化したため、
当時の鐘は社会交流会館に展示しており、現在の鐘は平成29年に佐賀県より寄贈された。

希望の鐘

寄贈 佐賀県

施策 14

危機管理対策の推進

施策の柱

(47) 危機管理対策

国民保護計画に基づく総合的な国民保護対策の推進を図るとともに、市危機管理対策基本方針に基づき、新型ウィルス等の感染症対策など、市民生活の安全を脅かす危機への対応をめざします。

全体像

目標

- 【対象】・市内全域（財産）と市民
・自然災害以外のあらゆる危機
- 【意図】・危機に備えることができる
・対応できている

基本方針

- ・市国民保護計画に基づき、国民保護措置を総合的に実施します。
- ・新型インフルエンザ等の発生による緊急事態に適切に対応するために、県からの情報収集に努め、体制の整備を目指します。

現状

- ・市国民保護会議を毎年開催しています。
- ・国際大会などに起因する武力攻撃事態等が発生しています。
- ・近隣国際情勢が悪化しています。
- ・新型インフルエンザ等の感染症が発生しています。

課題

- ・武力攻撃事態等に対する市民への速やかな情報発信や避難を行う為、国・県との連携が必要です。
- ・武力攻撃事態等に対する市民の日頃からの情報収集行動や、避難訓練等の理解や協力が必要です。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく事業の実施が必要です。

市民の役割

- ・市が国民保護措置の協力を要請する時、市民は必要な協力をします。
- ・緊急事態に備えメディア、防災無線、防災メール等の情報収集に努めます。

行政の役割

- ・市は、武力攻撃事態等を想定した複数の国民保護避難実施要項を作成します。
- ・市は、緊急事態等の発生に対し、防災無線・防災メール等による情報伝達を行います。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に際し、市民への予防接種を行います。

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
健康危機（強毒性の新型インフルエンザ）に備えて、日頃からメディア等を通じて情報収集に努めている市民の割合（市民アンケート）	64.2	65.1	45.6	SNS等の普及により、情報と繋がっている人は増えていると思われるが、近年は新型インフルエンザ等の流行も発生していないので、努めて情報収集している市民は少なくなってきたものと思われます。

今後4年間の目標

成果指標		平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A	新型インフルエンザ等に関して、日頃から情報収集を行っている市民の割合（市民アンケート）	45.6	成り行き値	46.0	46.0	46.0	46.0	%
			目標値	46.0	47.0	48.0	50.0	
B	市内18歳以上の人口に対する防災メール登録者の割合	4.0	成り行き値	4.0	4.0	4.0	4.0	%
			目標値	4.0	5.0	6.0	7.0	

※指標の解説

A	新型インフルエンザ等に備えて、日頃からメディア等を通じて情報収集に努めている市民の割合は、平成21年度の豚由来の新型インフルエンザ流行の際には関心が高かったのですが、近年は新型インフルエンザ等の流行が無く市民の関心も薄れていることから、成り行き値は平成30年度の現状値に基づき46.0%としました。目標値は、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、今後も新たな新型インフルエンザ等の発生に備え、日ごろからの予防対策を進めることで、市民の意識向上につながるものとして、令和5年度には50.0%を設定しました。
B	「危機に対して備えができている」市民を、市からの情報を積極的に収集するようにしている市民と捉え、防災メール登録者の割合としました。成り行き値は、平成30年度の現状値をもとに4%としました。目標値は危機管理意識の向上を図りながら、併せて防災メール登録を促進し、毎年1%の増を目標値としました。

SDGsにおける努力目標

3 すべての人に健康と福祉を

★3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。

7 持続可能なエネルギーを

7 2030年までに再生可能エネルギーに切り替える

8 働きがいも経済成長も

8 働きがいも経済成長も

11 持続可能な都市を

11 持続可能な都市を

12 つくる責任

12 つくる責任

13 気候変動に

13 気候変動に

14 海の豊かさ

14 海の豊かさ

15 陸の豊かさ

15 陸の豊かさ

17 パートナリシップで目標を達成しよう

17 パートナリシップで目標を達成しよう

施策

15

防災対策の推進

施策の柱

(48) 災害予防対策 (49) 災害応急対策 (50) 災害復旧対策

市民の身体・生命・財産をあらゆる自然災害等から守るため、地域防災計画に基づき、災害を未然に防ぐ予防対策を充実するとともに、災害に対する迅速な応急対策と復旧対策がとれる体制の整備に努めます。また、地域に根ざした防災組織として期待される自主防災組織の設置を推進します。

全体像

目標

- 【対象】 市内全域と市民、企業等
- 【意図】 災害等から生命や財産を守る

基本方針

- ・自然災害発生に対する備えと、自助・共助・公助による防災体制の強化に努めます。
- ・全行政区での自主防災組織の設立と、地区防災計画書の策定を目指します。

現状

- ・避難行動要支援者名簿の作成を行い、自治会等に提供しています。
- ・防災訓練や防災講習会を実施しています。
- ・異常気象により、災害発生の危険度が高まっています。
- ・南海トラフ地震を含め、今後 30 年以内に発生する震度 5 弱以上の地震の確率が增大しています。
- ・防災拠点施設の整備、並びに防災用品を備蓄しています。
- ・防災行政無線での情報が伝わりにくい地域があります。
- ・全地区への自主防災組織の設置を目指しています。

課題

- ・避難行動要支援者名簿を活用していない地区に関して啓発が必要です。
- ・大規模災害を想定した行政区ごとの防災への取り組みが必要です。
- ・家庭における防災意識の向上が必要です。
- ・災害時の多種多様な情報伝達手段が必要です。
- ・自主防災組織の設置率向上を図ることが必要です。

市民の役割

- ・市民や地域は、自助・共助の精神に基づく備えや地域の活動に取り組みます。

行政の役割

- ・市は、防災行政無線設備等に係る整備を行い情報伝達の最適化を図ります。
- ・市は、自助・共助・公助の精神に基づいた取り組みを推進します。
- ・市は、地域防災計画書（災害予防、災害応急対策、災害復旧）に基づいた取り組みを行います。

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1 年目 (H28 年度)	2 年目 (H29 年度)	3 年目 (H30 年度)	背景として考えられること
家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合（市民アンケート）	55.9	47.3	48.0	熊本地震から 3 年が経過し、防災意識の薄れも考えられたが、各地で自然災害が発生しているので、防災に取り組む家庭が増えていると考えられます。
職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合（市民アンケート）	36.0	36.2	38.6	熊本地震から 3 年が経過し、防災意識の薄れも考えられたが、各地で自然災害が発生しているので、共助の部分への取り組みが増えていると考えられます。

今後 4 年間の目標

成果指標		平成 30 年度 現状値	数値区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	単位
A	家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合（市民アンケート）	48.0	成り行き値	48.0	48.0	48.0	48.0	%
			目標値	48.5	49.0	49.5	50.0	
B	職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合（市民アンケート）	38.6	成り行き値	38.6	38.6	38.6	38.6	%
			目標値	40.0	43.0	46.0	50.0	
C	自主防災組織率	82.5	成り行き値	90.0	90.0	90.0	90.0	%
			目標値	92.5	95.0	97.5	100.0	

※指標の解説

A	家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合の成り行き値は、熊本地震の記憶の風化もありますが、平成 30 年度市民意識調査の結果をもとに令和 5 年度までこのまま推移すると設定しました。目標値は南海トラフ地震、異常気象の多発、台風の大型化、阿蘇山の噴火などに備えた防災意識の高まりと、今後も僅かながらも増加の傾向を示すと考え、平成 30 年度の現状値を踏まえ、令和 5 年度 50% と設定しました。
B	職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合の成り行き値は、平成 30 年度の現状値のまま推移すると考え、令和 5 年度まで 38.6% で設定しました。目標値は、住民の防災意識の高揚に向けて、自主防災組織・消防団等への参加と地区防災計画に沿った防災訓練への参加などを行うことで、令和 5 年度の目標値を 50% として設定しました。
C	災害時、自分の命は自分で守ると考えた場合、自助・共助が必要です。地域での自主防災組織の取組みは共助の部分を担当し防災対策の要となることから、自主防災組織の設置率を防災対策の推進に関する指標にしました。平成 30 年度の自主防災組織設置率は 82.5% となっており、成り行き値は令和元年度に 90% に達した後はそのまま推移すると設定しました。目標値は、地区防災計画の策定と同時に設立を促進し、少しずつ設立が増え令和 5 年度で 100% に達すると設定しました。

SDGs における努力目標



★ 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。



施策 16

交通安全対策の推進

施策の柱

(51) 交通安全意識の高揚 (52) 交通事故防止対策の推進

交通事故にあわない、起こさないまちにするため、地域を巻き込んだ交通安全運動の取り組みを促進し、高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通事故防止運動を推進します。また、交通安全施設の整備を進めます。

全体像

目標

- 【対象】 市民、市内道路の利用者
- 【意図】 交通事故にあわない、起こさないようにする

基本方針

- ・市民や熊本北合志警察署をはじめとする関係機関と連携した交通安全運動に取り組み、特に高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通安全対策を推進します。

現状

- ・高齢者の歩行中や運転中の交通事故が増加しています。
- ・朝夕の通勤時に渋滞を避け、生活道路内を速度超過で通過する車があります。
- ・交通法規を守らない運転者、歩行者がいます。
- ・消えかかって認識しづらい道路標識や横断歩道、区画線など引き直しの要望が増加しています。

課題

- ・高齢者及び児童・生徒の交通安全教室の開催や、啓発活動の実施が必要です。
- ・高齢者ドライバーへ免許返納を含めた安全運転対策が必要です。
- ・消えかかった道路標示標識、横断歩道、区画線等の早急な対応が必要です。

市民の役割

- ・市民は、交通安全に関する意識を高め、交通法規を遵守します。
- ・市民、団体は、小中学校児童生徒の登下校中の見守りや指導を行います。
- ・市民、地域は、生垣等が交通の障害とならないよう歩道や道路へのはみ出しを防止します。
- ・事業所は、社用車の安全運行に努めるとともに社員の交通安全意識の向上を図ります。

行政の役割

- ・市は、交通安全教室の開催や啓発活動を行い交通安全意識の向上を図ります。
- ・市は、交通安全に関する環境の整備を行います。
- ・市は、熊本北合志警察署をはじめとする関係機関と連携し、交通安全運動、交通安全対策を推進します。

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
交通事故発生件数（人身事故）	196	195	175	警察、行政、市民及び関係機関との連携による交通安全活動により交通事故発生数の減少につながりました。
交通事故死亡者数（市民数）	1	0	1	市内人口の増加と、通勤ルートとして通過する車両の多さを考えると、最小限に推移していると考えられます。
市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数（人口1万人あたり）	35.6	29.4	29.0	自動車メーカーの安全対策や、事故防止活動などにより、交通事故の減少につながっていると考えられます。

今後4年間の目標

成果指標		平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A	市内の交通事故発生件数（人身事故）	175	成り行き値	175	175	175	175	件
			目標値	165	160	155	150	
B	市内の交通事故死亡者数（市民数）	1	成り行き値	1	1	1	1	人
			目標値	0	0	0	0	
C	市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数（人口1万人あたり）	29	成り行き値	29	29	29	29	件
			目標値	28	27	26	25	

※指標の解説

A	交通事故発生件数の成り行き値は、ここ数年交通事故発生件数が減少傾向にあるものの、今後も人口は増加することが見込まれることから、平成30年の現状値とほぼ増減はないものと見込み令和5年までの数値を175件としました。目標値は、地域の人たちによる交通安全ボランティアの取り組みの促進、交通安全教育の実施、交通安全施設の整備充実、警察との連携強化による交通規制の強化を図ることで、減少できると考えますが、人口、交通量の増加を考慮に入れ、毎年5件の減を目標に令和5年の目標値を150件と設定しました。
B	交通事故死亡者数の成り行き値は、平成30年の現状値1人を基準に令和5年まで横ばいで推移すると設定しました。目標値は、交通安全教育の徹底、交通安全施設の充実、警察との連携強化によるシートベルト、ヘルメットの着用、免許自主返納の呼びかけなど、徹底して実施することにより死亡者を0人にすると設定しました。
C	市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数（人口1万人あたり）の成り行き値については、平成30年の現状値とほぼ増減はないものと見込み令和5年までの数値を29件としました。目標値は、交通事故件数の減少、人口、交通量の増加を考慮に入れ、毎年1件の減を目標に令和5年の目標値を25件と設定しました。

SDGsにおける努力目標



★3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。



施策

17

防犯対策の推進

施策の柱

(53) 防犯意識の高揚と地域防犯対策 (54) 防犯に関する環境整備 (55) 消費者保護の充実

犯罪被害にあわない、起こさないまちをめざして、地域ごとの防犯力を高める取り組みを推進し、防犯灯や防犯カメラなど施設環境の整備を促進します。また、迅速で幅広い防犯情報の提供に努めるとともに、消費者保護に関するわかりやすい情報の提供に努めます。

全体像

目標

【対象】 市内全域と市民、観光客等
【意図】 犯罪被害にあわない、起こさないようにする

基本方針

・犯罪被害にあわない、犯罪を起こさせないまちを目指して、自主防犯組織の再編成と自主防犯意識の高揚を推進し、見守りカメラや防犯灯の設置、適正な空家対策など犯罪の起きにくい環境整備を進めます。また、犯罪未然防止の為の情報発信やインターネット、SNS の利用に関する啓発を行います。

現状

・熊本市北区と合志市の防犯組織構成に違いがあります。
・児童生徒への声掛け事案が増加しています。
・屋外でたむろするような若者をパトロール中に見かけることは減少しています。
・メールやインターネット、電話、訪問等による特殊犯罪など手口が巧妙化してきています。
・市内の刑法犯認知件数は年々減少しており、放置自転車の処理件数も減少傾向にあります。
・犯罪の温床となる可能性がある空家対策に取り組んでいます。
・消費生活センターには多くの相談が寄せられ、増加傾向にあります。

課題

・自主防犯団体の再編成と地域での見守りパトロールなど自主防犯意識を高める必要があります。
・犯罪が多発する場所においては犯罪を抑制する為の環境整備が必要です。
・高齢者に対する犯罪やインターネット・SNS で犯罪に巻き込まれなくする啓発が必要です。
・自転車の施錠対策が必要です。
・空き家等が管理不全とならない対策が必要です。

市民の役割

・市民は、地域の防犯活動に協力します。
・市民は、近隣住民や子どもへの声掛けと挨拶を行います。
・市民は、自ら被害にあわないよう地域の危険個所の情報共有を行い日頃から犯罪抑止に取り組めます。
・地域は、市民の安全を守る為、見守り活動を行います。

行政の役割

・市は、犯罪の起きにくい環境の整備を行います。
・市は、自主防犯団体の再編成の支援を行い、市防犯協会の再構築を行います。
・市は、熊本北合志警察署をはじめとする関係機関等と連携を図り、犯罪に関する教育、見守りパトロールや犯罪情報の発信・相談などを行います。

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
刑法犯認知件数	180	151	158	全国的に減少傾向にあるが、近年は自転車盗難などが増えてきています。
犯罪被害にあうかもしれない不安を持った人の割合（市民アンケート）	46.8	49.9	54.7	熊本北合志警察署の新設による安心感の増加だと考えられます。

今後4年間の目標

成果指標		平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A	刑法犯認知件数	158	成り行き値	158	158	158	158	件
			目標値	156	155	154	153	
B	犯罪被害など治安に不安を持った人の割合（市民アンケート）	54.7	成り行き値	54.7	54.7	54.7	54.7	%
			目標値	57.0	58.0	59.0	60.0	
C	防犯団体を設置している行政区の割合	26.7	成り行き値	26.7	26.7	26.7	26.7	%
			目標値	29.0	30.2	31.4	32.6	

※指標の解説

A	刑法犯認知件数の成り行き値は、長期的には減少傾向にあるものの、平成29年（151件）との比較では7件ほど増加しています。令和元年には合志市に大型集客施設も立地し人の流れも多くなるなど犯罪的には悪化の要因とされる地域的特色も見られるが、全国的にも刑法犯認知件数は減少していることから、平成30年を基に横ばい状態で推移すると設定しました。目標値は、人口の増や大型商業施設の立地等の要因はあるが、市民一人ひとりの防犯意識を高めたり、自主防犯組織（平成30年度末現在23団体）のさらなる拡充を図るとともに、防犯灯の設置、警察との連携強化などにより、毎年1件の減を目標値としました。
B	犯罪被害など治安に不安を持った人の割合の成り行き値は、犯罪の低年齢化などの影響を考慮し、平成30年度の現状値とほぼ同じ水準で推移すると見込み54.7%と設定しました。目標値については、自主防犯組織の拡充、防犯灯の設置、見守りカメラの設置や警察との連携強化に取り組むとともに、このような取り組みを市民に周知し、不安感の軽減を図ることで、毎年1%の増を目標に令和5年度の目標値を60%に設定しました。
C	防犯対策を推進する上で各地区防犯団体の果たす役割は大きく、平成30年度に熊本北合志警察署に管轄が移り、新たな防犯協会も設立されました。高齢化や人材不足で存続が危ぶまれる防犯団体も出てきているので、各行政区での防犯団体の新設・再構築を含め、防犯団体を設置している行政区の割合を防犯対策の推進の指標としました。成り行き値は、平成30年度（23団体）を基に横ばいと設定し、目標値は毎年1団体の増を目標値としました。

SDGsにおける努力目標

16 平和と公正をすべての人に

★ 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。

1 貧困をなくそう

4 質の高い教育をみんなに

5 ジェンダー平等を実現しよう

10 人や国の不平等をなくそう

11 安全な都市とコミュニティを

施策

18

住環境の充実

施策の柱

(56) 環境衛生の充実 (57) 公営住宅の充実 (58) 公園など身近な住環境の整備とみどりの保全

人と自然の共生をめざして、身近な里山の風景やみどりの景観の保全に、市と市民と地域が協働で取り組んでいきます。また、都市公園や上下水道施設等の公共インフラの適正な維持・整備等を推進し、加えて増加する空き家等の対策を講じ、快適な住環境の確保を図っていきます。

全体像

目標

【対象】 市民

【意図】 快適な住環境で暮らすことができる

基本方針

- ・美しいまちづくり条例に基づき美しいまちづくりを推進し、生活環境の向上を図ります。
- ・快適な住環境をめざし、公園等の公共施設の計画的な整備や更新に努めます。
- ・空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を推進します。

現状

- ・築年数が経過した市営住宅が多く、老朽化しています。
- ・市営住宅の居住者は入居期間が長期化し、高齢化が進んでいます。
- ・市民一人当たりの公園面積は、国の目標値を僅かに上回っています。
- ・悪臭や焼却による煙等の問題は条例等で規制しています。
- ・空き家の管理不全による火災や犯罪の温床が危惧されます。

課題

- ・公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な改修や維持管理が必要です。
- ・公園等の計画的な整備が必要です。
- ・より良い住環境にしようという意識の啓発が必要です。
- ・ごみ等のポイ捨てや焼却に対する規制対策の充実が必要です。
- ・荒地となり、手入れが困難となった土地等の適正な管理が必要です。
- ・増加傾向にある空き家対策の推進が必要です。

市民の役割

- ・市民は、良い住環境になるよう意識して行動します。
- ・市民は、公園等の公共施設を大切に利用します。
- ・市民は、所有する建物等の適正な管理保全を行います。
- ・地域では、公共施設の維持管理等に積極的に協力します。

行政の役割

- ・市は、市民との協働により、良好な住環境をつくりあげるための啓発、指導を行います。
- ・市は、市民が、安心して安全に使用できるよう公共施設等の整備、維持管理を行います。
- ・市は、公害の防止のため、法令等に基づき適切な指導を行います。
- ・市は、住環境を保全するため空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を行います。
- ・市は、空き家予備軍となる可能性がある高齢者への勉強会等を行います。

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
よい住環境であると答えた市民の割合（市民アンケート）	92.7	92.0	91.8	良好な住環境を意識した市民の取り組みが実行されていることや、公共施設の適正な維持管理が行われていることが考えられます。

今後4年間の目標

成果指標		平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A	よい住環境であると感じる市民の割合（市民アンケート）	91.8	成り行き値	91.6	91.5	91.4	91.3	%
			目標値	92.0	92.1	92.2	92.3	

※指標の解説

A	よい住環境であると感じる市民の割合は、平成30年度の実績値では高い水準にあります。公園等施設の老朽化やそれぞれの価値観等の違いによる騒音、悪臭等への苦情はなくなると想定すると、成り行き値は微減すると考え、設定しました。目標値については、今後、公共施設の維持管理を適正に行い、市民との協働を進めることによって、よい住環境を維持できると考え、微増を目標に設定しました。
---	--

SDGsにおける努力目標

11 住み続けられるまちづくりを

★11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

1 貧困をなくそう

2 飢餓をゼロに

3 すべての人に健康と福祉を

4 質の高い教育をみんなに

5 ジェンダー平等を實現しよう

6 安全な水とトイレを世界中に

7 持続可能なエネルギー

9 産業と雇用創出

10 人や国の不平等をなくそう

12 つくも責任 つかう責任

13 気候変動に具体的な対策を

15 陸の豊かさを守ろう

16 平和と公正をすべての人に

17 パートナリシップで目標を達成しよう

施策 19
水環境の保全

施策の柱 (59) 地下水のかん養と河川、池沼の汚染防止

貴重な地下水を飲料水として活用できる恵みを後世に引き継ぐため、広域的な観点から地下水のかん養を促進します。また、河川や地下水などの水環境を保全するための水質監視に努め、農畜産堆肥の適正管理の徹底など環境保全型の農業を推奨し、地下水汚染防止対策に取り組めます。

全体像

目標

【対象】 地下水、河川
【意図】 良好な水質を保つ

基本方針

- ・節水や地下水かん養を促進します。
- ・地下水の汚染を未然に防止します。

現状

- ・給水人口の増加に伴い、地下水の取水量も増加傾向にあります。
- ・雨水タンク設置補助事業を行うとともに、新築時には雨水浸透桧設置を要請しています。
- ・水環境保全のため、地下水保全総合計画の行動計画により、地下水採取者へのかん養促進等を行っています。

課題

- ・地下水かん養の実践につながる効果的な啓発事業が必要です。
- ・硝酸性窒素対策として、適正施肥、家畜排せつ物の適切な管理及び利活用が必要です。

市民の役割

- ・市民は、新築住宅には雨水浸透桧を設置します。
- ・市民、事業所等は節水や地下水かん養に取り組みます。
- ・地下水採取者は、節水を心掛け、採取量を毎年報告します。
- ・耕種農家と畜産農家は連携を図り、適正な堆肥処理に努めます。

行政の役割

- ・市は、節水や地下水かん養の啓発に努めます。
- ・市は、河川や地下水の調査や水質検査を行います。
- ・市は、硝酸性窒素の低減対策に努めます。

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1 年目 (H28 年度)	2 年目 (H29 年度)	3 年目 (H30 年度)	背景として考えられること
市内河川の BOD(測定地点) 基準達成箇所数 / 測定地点数 × 100	→ 100.0	→ 100.0	→ 100.0	下水道の普及により河川の水質が維持できています。

今後 4 年間の目標

成果指標		平成 30 年度 現状値	数値区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	単位
A	市内河川の BOD(測定地点) 基準達成箇所数 / 測定地点数 × 100	100.0	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	%
			目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	
B	上水道水源地の水質基準達成 箇所数 / 測定した水源地数 × 100	100.0	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	%
			目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	

※指標の解説

A	市内河川の測定地点の BOD 基準を達成した箇所の割合は、すべての箇所で達成しています。今後も生活排水の垂れ流しや、堆肥の野積み等の禁止の徹底などにより、成り行き値、目標値ともそれを現状で維持できるものとして設定しました。
B	上水道水源地の水質基準達成箇所数の割合については、定期的に水質検査を行うことにより、成り行き値、目標値ともに、現状を維持することができるものと考え、100%と設定しました。

SDGs における努力目標

6 安全な水とトイレを世界中に

★ 6. b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

1 貧困をなくそう

2 飢餓をゼロに

3 すべての人に健康と福祉を

4 質の高い教育をみんなに

7 持続可能なエネルギーに

12 つくる責任、つかう責任

13 気候変動に具体的な対策を

14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさも守ろう

17 パートナリシップで目標を達成しよう

施策 20

水の安定供給と排水の浄化

施策の柱

(60) 水の安定供給 (61) 排水の浄化

安全安心な水道水を安定して供給するため、良質な水源を確保し、老朽化した配水管の敷設替えや水道施設の更新、新規建設を計画的に行います。また、快適な生活と水質の浄化機能を担う下水道事業についても、施設の改築更新を進めるとともに健全な事業経営に努めます。

全体像

目標

- 【対象】 ・上水道施設 ・下水道施設
- 【意図】 ・良質な水を安定して供給する
- ・家庭などからの排水を適正に浄化する

基本方針

- 【水道】
- ・配水施設の計画的な整備と良好な水源の確保を行います。
 - ・基幹施設の改修や更新、耐震化を進めます。
 - ・地下水かん養や節水の推進を図ります。
- 【下水道】
- ・下水道経営戦略に沿って経営基盤の強化と経営の合理化に努めます。
 - ・下水道ストックマネジメント計画に沿って、計画的な維持管理・更新・長寿命化・耐震化を図ります。
 - ・適正に排水を浄化し、排水基準を遵守しながら、良好な放流水質を維持します。
 - ・水洗化へ向けた普及啓発を行い、より一層の排水の浄化に努めます。

現状

- 【水道】
- ・水道施設の機能保全及び整備強化に努め、低廉で良質な水を安定的に提供しています。
 - ・人口増加に伴い、年間使用水量は増えています。
- 【下水道】
- ・汚水を適切に浄化処理し、水質汚濁を防止するとともに自然環境を保全しています。
 - ・施設の老朽化が進んでいます。
 - ・施設の耐震化ができていません。
 - ・汚水処理人口普及率は 99.2%と高い数字となっていますが、一部未接続の世帯があります。
 - ・公営企業会計に移行しましたが、事業収支は赤字が続いています。

課題

- 【水道】
- ・老朽化した水道施設及び配水管の計画的な改修や更新が必要です。
 - ・地下水かん養のための啓発や節水の推進が必要です。
- 【下水道】
- ・現在、下水道処理区域外も含めたトータルな水洗化へ向けた取り組みが必要です。
 - ・施設老朽化の対策が必要です。
 - ・熊本地震の経験を踏まえ、施設を耐震化する必要があります。
 - ・経営基盤の強化が必要です。

市民の役割

- 【水道】
- ・市民、事業所等は節水や地下水かん養に取り組みます。
- 【下水道】
- ・市民、事業所等は、下水道を正しく理解し、利用します。
 - ・飲食店などは、設置された除害施設※を正しく管理します。
 - ・特定事業所は、定期的な汚水の水質検査を行い、汚水の排水基準を守ります。
 - ・市民、事業所等は、使用料の口座振替制度を活用し、経費を抑える取り組みに協力します。

行政の役割

- 【水道】
- ・市は、配水池や水源地を整備し、老朽化した配水管の敷設替えを計画的に行います。
 - ・市は、節水や地下水かん養の啓発を行います。
- 【下水道】
- ・市は、下水道を正しく利用してもらうための啓発に努めます。
 - ・市は、除害施設※の管理に関する指導・監督を行います。
 - ・市は、特定事業所へ定期的な水質検査を行います。
 - ・市は、適切な維持管理と計画的な更新を行い、良好な放流水質を維持します。
 - ・市は、持続的・安定的な下水道サービス事業に努めます。

※【注釈】 除害施設とは、工場や事業場からの排水のうち、下水道施設の機能を低下又は損傷したり、処理場からの放流水の水質を悪化させるおそれのあるものを処理する施設

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
上水道施設の故障による断水回数	 0	 1	 0	上水道施設の設備機器保守点検業務、電気保安管理業務を実施し、上水の供給能力を健全に維持することにより施設の故障を未然に防いだことが考えられます。
上水道水源地の水質基準達成箇所数／測定した水源地数×100	 100	 100	 100	水源地施設の設備機器保守点検業務、電気保安管理業務を実施し、施設を適正に管理することにより、水質を基準内に収めることができたことが考えられます。
下水道放流水の水質基準達成回数／検査回数×100	 100	 100	 100	汚水処理場の施設管理業務、電気保安管理業務を実施し、処理場を適正に管理することにより、放流水を水質基準内に収めることができたことが考えられます。

今後4年間の目標

成果指標		平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A	上水道施設の故障による断水回数	0	成り行き値	2	2	2	2	回
			目標値	0	0	0	0	
B	上水道水源地の水質基準達成箇所数／測定した水源地数×100	100.0	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	%
			目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	
C	下水道放流水の水質基準達成回数／検査回数×100	100.0	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	%
			目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	

※指標の解説

A	上水道施設の故障による断水回数の成り行き値は、自然災害(落雷等)による故障が予想されるため、毎年2回程度の断水を見込みました。また、目標値については、水源地や配水池等の整備を実施することにより、断水を未然に防ぐことが可能であると考え、0回としました。
B	上水道水源地の水質基準達成箇所数の割合については、定期的に水質検査を行うことにより、成り行き値、目標値ともに、現状を維持することができるものと考え、100%と設定しました。
C	下水道放流水の水質基準達成回数については、各処理施設に年間24回の法定検査を実施していますが、水質基準はすべての箇所で達成しています。処理水量は増加していますが、今後も適正な水質管理を行うことで、成り行き値、目標値とも現状を維持できるものとして設定しました。

SDGsにおける努力目標

6

安全な水とトイレを世界中に

★ 6. b

水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

1

貧困をなくそう

2

質の高いエネルギーを

3

すべての人に健康と福祉を

4

質の高い教育をみんなに

7

エネルギーをみんなにそしてクリーンに

12

つくる責任つかう責任

13

気候変動に具体的な対策を

15

陸の豊かさも守ろう

17

パートナーシップで目標を達成しよう

施策 21

廃棄物の抑制とリサイクルの推進



施策の柱

(62) ごみの発生抑制とリサイクルの推進 (63) 廃棄物の適正処理

自然環境への負荷の低減を図るため、ごみ減量4 R 活動や分別の奨励、ごみ処理に対する意識の高揚を図りごみ出しマナーの徹底を図ります。また、人口の増加とともにごみの総排出量は増加傾向にあり、ごみ処理全体に掛かる負担を少なくするため、新環境工場の安全で効率的な事業の運営と廃棄物の適正な処分等を推進します。

全体像

目標

【対象】 市民、市内事業所

【意図】 ・廃棄物を減らす
・資源としてリサイクルする

基本方針

・循環型社会の構築を図り、ごみ減量に向けた資源リサイクルを促進します。

現状

- ・人口増加や事業所等の増に伴いごみ量は増加しています。
- ・ごみ出しのマナーが守られていないことがあります。
- ・資源物回収団体活動回数及び回収量が減少傾向にあります。
- ・ポイ捨て、不法投棄が依然として無くなりません。
- ・菊池環境保全組合新環境工場の稼働に向けて計画が進んでおり、組合負担金は増加しています。
- ・小売店等では、販売時にレジ袋が提供されています。

課題

- ・ごみ量の増加に伴い、処理費用など市の負担が増えており、さらなるごみ減量対策が必要です。
- ・資源処理困難物の更なる周知徹底が必要です。
- ・資源物回収団体を増やすためのより一層の取り組みが必要です。
- ・不法投棄を防止するため、看板設置やパトロールの更なる強化が必要です。
- ・レジ袋を使わない環境づくりが必要です。

市民の役割

- ・市民は、マイバッグ等を利用し、レジ袋の削減に協力します。
- ・市民、事業所は、3R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：ごみの再生利用）及びリフューズ（拒否）などを実行し、廃棄物の発生を抑制します。
- ・市民、事業所は、ごみの分別をさらに徹底し、併せてごみの減量化を促進します。
- ・市民、事業所は、ごみ出しルールを遵守します。
- ・市民、地域、団体は、資源物のリサイクルに協力します。

行政の役割

- ・市は、ごみ減量のためにごみの量の「見える化」を行い、市民に啓発します。
- ・市は、ごみ出しルールやごみ減量方法等の周知・啓発を行います。
- ・市は、計画的に廃棄物を収集し、廃棄物の適正処理（資源のリサイクル等）を行います。
- ・市は、マイバッグ等の利用を促します。

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1 年目 (H28 年度)	2 年目 (H29 年度)	3 年目 (H30 年度)	背景として考えられること
一人当たりの廃棄物の量（年間 Kg）	198.7	197.7	195.2	年々減少しています。廃棄物抑制の市民意識が向上していると考えられます。
事業所から出る廃棄物の総排出量（t）	2,192	2,281	2,250	事業所数が増加したことに伴い、事業活動の活性化により廃棄物の量も増加したが、適正な処理が進んでいると考えられます。
一人当たりのリサイクルした資源の量（Kg）	41.1	37.9	36.3	転入者が増加したことによる、ごみ分別の周知徹底が不十分だったことが考えられます。

今後4年間の目標

成果指標		平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A	一人当たりの年間廃棄物の量	195.2	成り行き値	195.5	195.5	195.5	195.5	kg
			目標値	195.0	194.5	194.0	193.5	
B	一事業所当たりの排出量	4,191	成り行き値	4,200	4,200	4,200	4,200	kg
			目標値	4,150	4,125	4,100	4,075	
C	一般廃棄物のリサイクル率（事業系を除く）	14.82	成り行き値	14.8	14.7	14.7	14.6	%
			目標値	15.0	15.5	16.0	16.5	

※指標の解説

A	人口増に伴い廃棄物の量の増加は見込まれるが、市民の減量化への取り組みの意識が向上しているため、一人当たりの廃棄物の量（年）の成り行き値は、令和5年度の成り行き値を平成30年度水準とほぼ同等の195.5kgに設定しました。目標値は、エコまつりや資源物集団回収及び生ごみ処理機器の普及啓発等により減量化が図られるとして、令和5年度193.5kgに設定しました。
B	一事業所当たりの排出量の成り行き値は、事業所数の増や廃棄物の排出量を考慮して、令和5年度の成り行き値を4,200kgに設定しました。目標値は、廃棄物搬入検査や分別の徹底、資源化の推進等によりさらなるごみの減量化に取り組むことで、令和5年度の目標値を4,075kgに設定しました。
C	一人当たりのリサイクルした資源の率は、再生資源集団回収団体の回収量と環境美化センターへの資源物回収量の合計が廃棄物の総量に占める割合で出しました。再生資源集団回収団体の回収量の減少に伴い、令和5年の成り行き値を14.6%に設定しました。目標値は、市民に対して積極的な取り組みによる分別回収の徹底と再生資源保管所等整備により微増していくものと考え、令和5年度の目標値を16.5%に設定しました。

SDGsにおける努力目標

12 つくる責任
つかう責任

★ 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

1 貧困をなくそう

3 すべての人に健康と福祉を

6 安全な水とトイレを世界中に

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

11 住み続けられるまちづくりを

13 気候変動に
具体的な対策を

14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさも
守ろう

施策 22

地球温暖化防止対策の推進

施策の柱

(64) 地球温暖化防止対策の推進

温暖化防止対策については、市・市民・事業所それぞれが活動の再点検を行うとともに、環境保全型の新たなエネルギーの活用を拡大させるなど環境に負荷を与えない取り組みを促進します。

全体像

目標

- 【対象】 市民、事業所
- 【意図】 CO₂ の排出量を削減する生活や事業活動を行う

基本方針

- ・地方公共団体実行計画及び地域エネルギービジョンに基づき計画を推進します。
- ・地球温暖化防止対策の普及・啓発を進め、CO₂ 削減に取り組みます。
- ・温室効果ガス排出削減につながる森林経営管理に努めます。

現状

- ・家電製品の保有台数の増加により、二酸化炭素排出量が増加します。
- ・地球温暖化防止に対する関心は高いため、エコに関する意識も向上しています。
- ・家庭ごみを庭等で燃やすことが一部で見受けられます。
- ・国から温室効果ガス排出削減に向けて森林吸収量の確保に必要な森林経営管理が求められています。

課題

- ・エコに関する具体的な取り組みの啓発が必要です。
- ・家庭ごみを燃やすことを禁止する啓発が必要です。
- ・森林経営管理には多額の費用と人材を要するため、森林規模等を勘案した対応が必要です。

市民の役割

- ・市民は、家電製品の買い替えの際は省エネ家電製品の選定や、使用時間の短縮に努めます。
- ・市民は、自動車のエコドライブを心掛け、公共交通機関の利用に努めます。
- ・地域、団体は地球温暖化防止対策の普及、啓発を進めます。
- ・森林所有者は、森林の保全管理に努めます。
- ・事業所は、エコカー購入、エコドライブの推進、節電、緑化活動等に取り組みます。

行政の役割

- ・市は、クールビズ等により冷暖房利用量の削減を図ります。
- ・市は、地球温暖化防止に取り組む活動団体と協力し地球温暖化防止対策の活動を行います。
- ・市は、森林面積や林業事業者の状況に合った森林経営管理に努めます。

第1期基本計画における振り返り

成果指標	1 年目 (H28 年度)	2 年目 (H29 年度)	3 年目 (H30 年度)	背景として考えられること
地球温暖化防止対策に取り組んでいる世帯の割合（市民アンケート）	62.7	61.5	67.8	太陽光発電や節電等への認識や、低燃費車両や LED 照明器具の購入、マイバグ持参などが地球温暖化防止対策と認識されてきたと考えられます。
地球温暖化防止対策に取り組んでいる事業所の割合	100	100	98.1	ほとんどの事業所において、何らかの地球温暖化防止対策に取り組んでいることが考えられます。
温室効果ガスの削減目標を掲げて取り組んでいる事業所数	10	13	13	市内企業に対し二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいる企業が徐々に増えてきていると考えられます。

今後4年間の目標

成果指標		平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A	地球温暖化防止対策に取り組んでいる世帯の割合（市民アンケート）	67.8	成り行き値	68	68.5	69	69.5	%
			目標値	70	72.5	75	77.5	
B	地球温暖化防止対策に取り組んでいる事業所の割合	98.08	成り行き値	98.08	98.08	98.08	98.08	%
			目標値	98.3	98.7	99.1	99.5	
C	温室効果ガスの削減目標を掲げて取り組んでいる事業所数	13	成り行き値	13	13	13	13	事業所
			目標値	14	15	16	17	

※指標の解説

A	地球温暖化防止に対する意識の高まりにより、温暖化防止対策に取り組む割合は徐々に高くなっています。成り行き値としては、平成 30 年度値から徐々に高くなるとし、令和5年度 69.5%に設定しました。目標値は、エコまつりや広報での周知、エコドライブやグリーンカーテン、クールビズ実施啓発等により、さらに取り組む世帯が増えるものとし令和5年度 77.5%に設定しました。
B	市内事業所にアンケートを実施した結果であり、何らかの取り組みをしている事業所の割合は非常に高いものです。成り行き値は、平成 30 年度現状値で推移していくとし、令和5年度 98.08%に設定しました。目標値は、更なる啓発によりほとんどの事業所において取り組みができるとし、令和5年度目標を 99.5%に設定しました。
C	ISO取得、エコアクション 21 認証・登録、地球温暖化防止対策行動計画の作成等を行っている事業所の数であり、その取り組みに至っていない事業所が多い状況です。成り行き値は、平成 30 年度現状値で推移していくとし、令和5年度 13 事業所に設定しました。目標値は、環境問題に対する意識や関心を広めるために事業所に対しての啓発活動を行うことにより、取り組みが増えていくものと考え、令和5年度 17 事業所に設定しました。

SDGs における努力目標

13 気候変動に具体的な対策を

★ 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

1 貧困をなくそう

2 飢餓をゼロに

3 すべての人に健康と福祉を

4 質の高い教育をみんなに

6 安全な水とトイレを世界中に

7 再生可能エネルギーで電力を

8 働きがいも、経済成長も

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任、つかう責任

15 陸の豊かさも守ろう